

No	頁	改定前	改定後
1	P.19 [第4章 住宅・建築物の 耐震化のため の施策 1(1)]	<p>② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施</p> <p>耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を、市町や関係団体と連携し実施していきます。</p>	<p>② 住宅戸別訪問・耐震補強相談会の実施</p> <p>耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き、老朽木造住宅が集積している地域において、未耐震診断住宅の所有者への重点的な戸別訪問や、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を、市町や関係団体と連携し実施していきます。</p> <p><u>また、住宅の耐震化をさらに促進するため、市町が定めた住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる緊急耐震重点区域における戸別訪問の支援を行います。</u></p>
2	P.26～29 [第4章 住宅・建築物の 耐震化のため の施策 3(1)]	<p><u>(新規)</u></p> <p>① 地震時に通行を確保すべき道路の指定 (略)</p> <p>② 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援 (略)</p> <p>③ 既成市街地の耐震化の促進 (略)</p> <p>④ 空き家対策の実施主体である市町との連携 (略)</p> <p>⑤ かけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援 (略)</p>	<p>① <u>防災上重要な建築物の指定</u></p> <p><u>耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で知事が別に定めるものを、耐震診断を義務付ける防災上重要な建築物として指定し、知事が別に定める期日までに、耐震診断を行いその結果を、所管行政庁へ報告することを義務付けます。</u></p> <p>② 地震時に通行を確保すべき道路の指定 (略)</p> <p>③ 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震化支援 (略)</p> <p>④ 既成市街地の耐震化の促進 (略)</p> <p>⑤ 空き家対策の実施主体である市町との連携 (略)</p> <p>⑥ かけ地に近接する等の危険住宅に対する移転支援 (略)</p>

3	P.33、34 [第5章 その他計画の 推進に関し必 要な事項 1]	1 市町が策定する耐震改修促進計画 (略) 工 市町は、市町耐震改修促進計画の策定に当たって、県と十分な調整を行うものとする。 【参考】市町耐震改修促進計画の記載事項例 (略)	1 市町が策定する耐震改修促進計画 (略) 工 市町は、市町耐震改修促進計画の策定に当たって、県と十分な調整を行うものとする。 <u>また、住宅の耐震化を緊急的に促進するための計画として定めることができる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」についても、市町はできるだけ早期に策定するものとします。</u> 【参考】市町耐震改修促進計画の記載事項例 (略) <u>(別紙) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム</u> <u>1 耐震化を緊急的に促進すべき区域（緊急耐震重点区域）及び計画期間</u> <u>2 緊急耐震重点区域における戸別訪問</u> <u>3 普及啓発その他必要な事項</u>
---	---	--	--